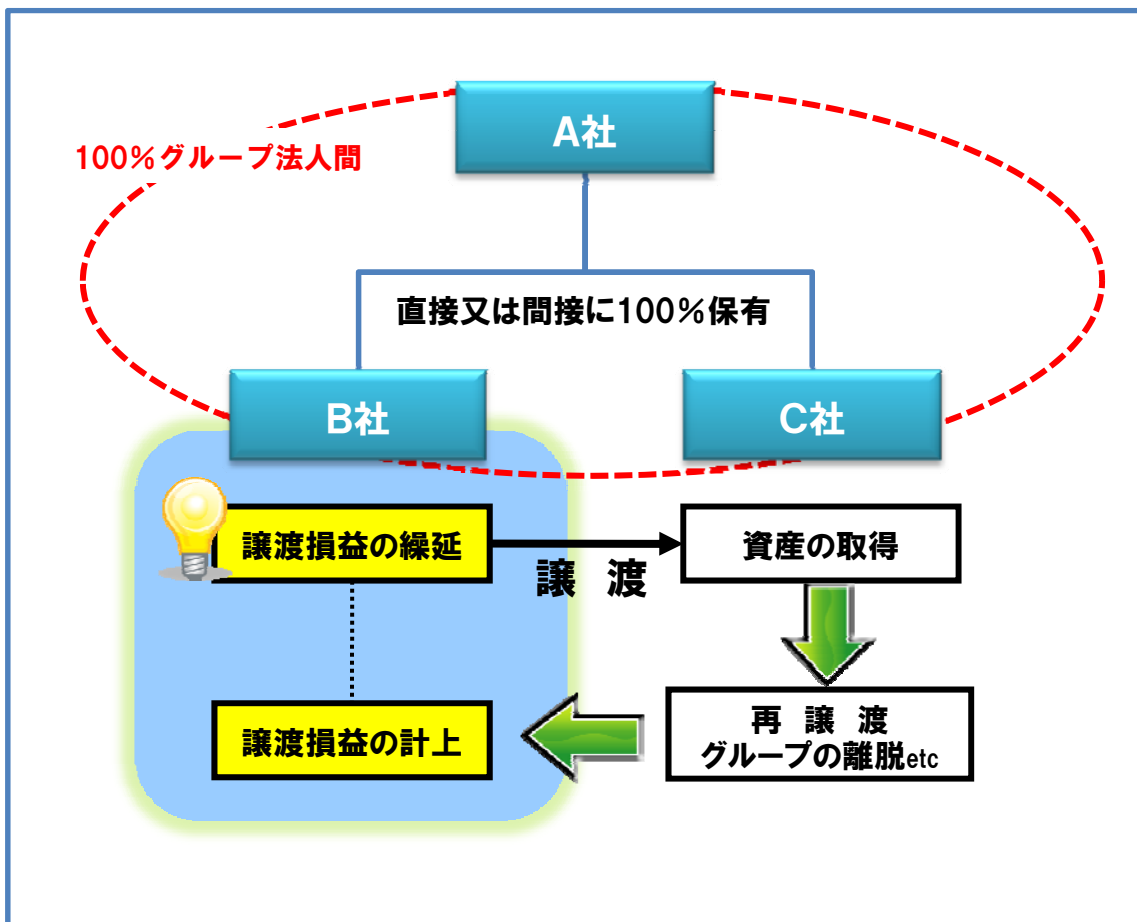




平成22年税制改正：グループ法人税制の留意点



100%グループ内の法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産をグループ外へ移転等するまで、その計上が繰延べられる。(強制適用)



摘要時期



平成22年10月1日の譲渡より

対象となる資産



固定資産、土地、有価証券、金銭債権および繰延資産
(売買目的有価証券や帳簿価額1,000万円未満の資産等を除く)

詳細は当グループまでお問い合わせください



篠原公認会計士事務所グループ

篠原・植田税理士法人

URL <http://www.shinohara-cpa.com>